

第 17 期 中 間 決 算 公 告

2024 年 12 月 20 日

東京都中央区日本橋 1 丁目 19 番 1 号
au じぶん銀行 株式会社
代表取締役社長 田中 健二

中間貸借対照表 (2024 年 9 月 30 日現在)

(単位 : 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	898,874	預 金	4,307,187
コ ー ル ロ ー ン	90,124	譲 渡 性 預 金	50,000
買 入 金 銭 債 権	333,319	コ ー ル マ ネ ー	1,198
金 銭 の 信 託	16,247	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	249,871
有 価 証 券	414,152	借 用 金	1,311,100
貸 出 金	4,320,412	そ の 他 負 債	39,842
外 国 為 替	370	未 払 法 人 税 等	3,416
そ の 他 資 産	29,969	資 産 除 去 債 務	227
そ の 他 の 資 産	29,969	そ の 他 の 負 債	36,198
有 形 固 定 資 産	1,106	賞 与 引 当 金	887
無 形 固 定 資 産	27,241	退 職 給 付 引 当 金	124
繰 延 税 金 資 産	4,899		
貸 倒 引 当 金	△ 294	負債の部合計	5,960,212
		(純資産の部)	
		資 本 金	93,500
		資 本 剰 余 金	57,333
		資 本 準 備 金	57,333
		利 益 剰 余 金	34,155
		そ の 他 利 益 剰 余 金	34,155
		繰 越 利 益 剰 余 金	34,155
		株 主 資 本 合 計	184,989
		その他有価証券評価差額金	△ 8,721
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 58
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 8,779
		純資産の部合計	176,210
資産の部合計	6,136,422	負債及び純資産の部合計	6,136,422

中間損益計算書

2024年4月1日から
2024年9月30日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		47,916
資 金 運 用 収 益	27,618	
(うち貸出金利息)	(23,380)	
(うち有価証券利息配当金)	(1,700)	
役 務 取 引 等 収 益	18,215	
そ の 他 業 務 収 益	1,238	
そ の 他 経 常 収 益	843	
経 常 費 用		37,114
資 金 調 達 費 用	5,125	
(うち預金利息)	(4,773)	
役 務 取 引 等 費 用	13,481	
そ の 他 業 務 費 用	2	
営 業 経 費	18,472	
そ の 他 経 常 費 用	33	
経 常 利 益		10,801
特 別 損 失		2
固 定 資 産 処 分 損	2	
税 引 前 中 間 純 利 益		10,799
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		3,016
法 人 税 等 調 整 額		236
法 人 税 等 合 計		3,252
中 間 純 利 益		7,546

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託において信託財産を構成している有価証券等の評価は、当社が当該有価証券等を保有する場合と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8～18 年

その他 5～15 年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（最長 20 年）に基づいて償却しております。また、のれんの償却については、その効果が発現すると見込まれる期間（20 年）で均等償却しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第 4 号 2022 年 4 月 14 日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、将来発生が見込まれる損失率を合理的に見積もり、予想損失額に相当する額を計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員への退職一時金（確定給付）の支払いに備えるため、簡便法により当中間会計期間末における自己都合退職による期末要支給額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券及び固定金利の借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し両者の変動額を基礎にして判断しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の貸出金、外国為替、「その他資産」中の未收利息及び仮払金の各勘定に計上されているものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	345 百万円
危険債権額	247 百万円
三月以上延滞債権額	105 百万円
貸出条件緩和債権額	64 百万円
合計額	763 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申し立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性が高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	297,426 百万円
貸出金	1,265,774 百万円
担保資産に対応する債務	
債券貸借取引受入担保金	249,871 百万円
借入金	1,311,100 百万円

上記の他、為替決済等の取引の担保として、有価証券 71,788 百万円、貸出金 761,475 百万円を差し入れております。また、その他の資産には、先物取引差入証拠金 7,874 百万円、金融商品等差入担保金 4,362 百万円及び保証金 890 百万円が含まれております。

3. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、241,196 百万円であります。これらは全て任意の時期に無条件で当社が解約可能なものであります。
4. 有形固定資産の減価償却累計額 1,072 百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、資産勘定のうち、現金預け金、コールローン及び外国為替、負債勘定のうち、譲渡性預金、コールマネー及び債券貸借取引受入担保金は短期間で決済されるため、時価と簿価が近似することから注記を省略しています。

(単位:百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 買入金銭債権	333,319	332,854	△464
(2) 金銭の信託			
その他の金銭の信託	16,247	16,247	-
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	104,820	102,402	△2,418
その他有価証券	309,331	309,331	-
(4) 貸出金	4,320,412		
貸倒引当金	△294		
	4,320,117	4,317,266	△2,850
資産計	5,083,836	5,078,102	△5,734
(1) 預金	4,307,187	4,313,736	6,548
(2) 借入金	1,311,100	1,308,472	△2,627
負債計	5,618,287	5,622,208	3,921
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	215	215	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(83)	(83)	-
デリバティブ取引計(*)	131	131	-

(*) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	60,124	—	60,124
金銭の信託				
その他の金銭の信託	—	6,067	10,180	16,247
有価証券				
その他有価証券	281,234	28,097	—	309,331
デリバティブ取引				
金利関連	—	5,844	—	5,844
通貨関連	—	1,851	—	1,851
債券関連	0	—	—	0
資産計	281,234	101,986	10,180	393,400
デリバティブ取引				
金利関連	—	5,961	—	5,961
通貨関連	—	1,603	—	1,603
負債計	—	7,565	—	7,565

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	272,729	—	272,729
有価証券				
満期保有目的の債券	102,402	—	—	102,402
貸出金	—	4,317,266	—	4,317,266
資産計	102,402	4,589,996	—	4,692,398
預金	—	4,313,736	—	4,313,736
借入金	—	1,308,472	—	1,308,472
負債計	—	5,622,208	—	5,622,208

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定にかかるインプットの説明

資産

買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関等から提示された価格、あるいは合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額によっております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

金銭の信託における信託財産の構成物である有価証券については、情報ベンダーから入手する評価によっております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。取引金融機関等から提示された価格等による場合はレベル2としております。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には、投資信託委託会社が公表する基準価格を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込み額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における中間貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。時価の算定に当たり重要な観察できないインプットを用いていないため、レベル２の時価に分類しております。

負債

預金

要求払預金について、決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しており、主に債券先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

（注２）時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品のうちレベル３の時価に関する情報

（１）重要な観察できないインプットに関する定量的情報

金銭の信託においてレベル３の時価となるものがありますが、これらは、第三者から入手した価格を調整せずに使用しており、当社が観察できないインプットを推計していないため、記載しておりません。

（３）期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

（単位：百万円）

区分	期首 残高	当期の損益又は 評価・換算差額等		購入、 売却、 発行及 び決済 の純額	レベル３ の時価 への 振替	レベル３ の時価 からの 振替	期末 残高	当期の損 益に計上 した額の うち中間 貸借対照 表日にお いて保有 する金融 商品の評 価損益
		損益 に計上 （*１）	評価・ 換算差 額等に 計上 （*２）					
金銭の信託 その他の金銭の信託	10, 151	56	△27	—	—	—	10, 180	—

（*１）中間損益計算書の「その他業務収益」、「その他業務費用」、「その他経常収益」に含まれております。

（*２）中間貸借対照表の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3)時価の評価プロセスの説明

当社はリスク管理部門にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って時価を算定しております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においては、所定の検証手続を実施しております。

(4)重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

重要な観察できないインプットに関する定量的情報について、第三者から入手した価格を調整せずに使用しており、当社が観察できないインプットを推計していないため、記載を省略しております。

(金銭の信託関係)

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2024年9月30日現在）

（単位：百万円）

	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち中間貸借対 照表計上額が取 得原価を超える もの	うち中間貸借対 照表計上額が取 得原価を超えな いもの
その他の金銭の信託	16,247	16,193	53	53	—

(注) 「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ差額の内訳であります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」の中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券（2024年9月30日現在）

（単位：百万円）

	種類	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	49,706	49,735	28
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	9,805	9,830	24
	小計	59,512	59,565	53
時価が中間貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	55,113	52,667	△2,446
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	256,993	256,977	△16
	小計	312,107	309,644	△2,462
	合計	371,619	369,209	△2,409

2. その他有価証券（2024年9月30日現在）

（単位：百万円）

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	国債	12,526	12,078	448
	地方債	2,140	2,139	1
	社債	1,931	1,912	19
	その他	94,403	91,930	2,472
	小計	111,002	108,060	2,942
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	国債	178,579	191,342	△12,763
	地方債	6,110	6,271	△160
	社債	65,556	68,077	△2,521

	その他	8,207	8,328	△121
	小計	258,453	274,019	△15,566
	合計	369,456	382,080	△12,623

3. 当中間会計期間中に売却したその他有価証券（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

（単位：百万円）

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
国債	26,243	188	—
合計	26,243	188	—

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

（単位：百万円）

繰延税金資産	
賞与引当金	271
未払事業税	279
貸倒引当金	90
その他有価証券評価差額金	3,849
繰延ヘッジ損益	25
その他	503
繰延税金資産小計	5,019
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△97
評価性引当額小計	△97
繰延税金資産合計	4,921
繰延税金負債	
有形固定資産	△21
繰延税金負債合計	△21
繰延税金資産の純額	4,899

（1 株当たり情報）

- 1 株当たり純資産額 48,386 円 33 銭
- 1 株当たり中間純利益金額 2,072 円 25 銭

（自己資本比率関係）

銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）は 8.07%であります。